学校法人金沢工業大学
研究支援機構運営委員会決定
（平成 23 年 10 月 12 日）

改正　平成 27 年 5 月 20 日

学外機関との共同研究等に関わるガイドライン

次の要件を満たす場合に限り、学外機関と本学園との研究の実施を認めることができる。

（要件）

１．本学園の研究力向上および教育の質向上に寄与すること。
２．学校法人金沢工業大学研究倫理規程を遵守し社会的に公正であること。
３．軍事兵器の研究開発は行わないこと。デュアルユースにおける可能性についても慎重な検討が求められる。
４．研究成果の公表を禁止された秘密研究は行わないこと。ただし、研究成果の公表時期に関する共同研究者等との信頼関係に基づく合理的制約はこの限りではない。
５．当該研究内容が「科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究」に該当するあるいはこれに準じる内容であること。

なお、学外機関との共同研究等の実施について必要ある場合は、研究内容を記した資料を研究支援機構運営委員会に提出し、研究支援機構運営委員会は研究内容を審議・審査する。